

平成26年 5 月
警察庁交通局

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成26年 3 月24日から同年 4 月22日までの間、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案に対する意見の募集を行ったところ、1 件の御意見を頂きました。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令（平成26年内閣府令・国土交通省令第 4 号）

2 命令等の案を公示した日

平成26年 3 月24日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、要約をした上で掲載しています（頂いた御意見については、要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 1 件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	1 件
電子メール	0 件
F A X	0 件
郵送	0 件

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

この命令案については、規制標識「環状の交差点における右回り通行」の新設に対して、

- ・ 環状の交差点については、我が国ではなじみがなく、新設する規制標識だけではわかりにくいため、補助標識「規制理由(510の2)」を活用し、「環状交差点」と記載して併せて設置すべき。

との御意見がありました。

環状交差点であることを明らかにすることだけでなく、環状交差点における交通方法等の内容を広く一般に周知することが重要であるため、御指摘も踏まえ、関係機関や団体とも連携して広報啓発活動を推進し、今回新設する規制標識とこれが表示する意味等について周知徹底を図っていく予定です。